

地方自治法上の直接請求の署名収集期間にかかる 指定都市市長会提案

地方自治法に規定されている条例の制定又は改廃の請求など直接請求の署名収集期間は、地方自治法施行令により、告示があった日から都道府県にあっては二箇月以内、市町村にあっては一箇月以内と規定されている。

地方自治法施行令の当該規定は、地方自治法の制定とともに昭和 22 年に定められたもので、以降、60 年余改正のないまま現在に至っている。現在の指定都市制度は、地方自治法の改正により昭和 31 年に創設され、さまざまな大都市特例が設けられたが、当該規定の改正は行われず、指定都市は市町村の区分として扱われている。

指定都市市長会では、人口規模が大きな指定都市にとって、署名収集期間が一箇月以内とされていることは、市民の権利が制約されるとの認識のもと、我が国の地方自治制度の根幹である代表民主制を補完する直接請求制度の実効性を確保し、住民自治の充実を図るため、下記のとおり提案するものである。

なお、本会では地方自治法等における大都市制度の課題について引き続き検証を進め、適宜、提案をする考えである。

記

○指定都市にかかる直接請求の署名収集期間について、都道府県と同様に二箇月以内とすること。

平成 22 年 6 月 2 日
指定都市市長会